平成15年度第3回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会議事概要

開催	闺日及	び場所	平成15年12月25日(木)				)	官庁営繕部会議	室
委		畑	委 員 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	長 沖谷小 神谷小神宮		荘一郎 北邦 主 良 健蔵	( ( ( (	東京理科大学名誉教東京工業大学名誉教 東京工業大学名誉教 情報処理推進機構監 明治学院大学経済学 法政大学法学部教授	授) 授) 事) 部教授) )
抽出案件								(備考)	
	工具	事〔小	計〕	3	件				
	一般競		<b>争</b> 	0	) 件 				
		公募型) 希望型	及び工事 指名競争	1 件					
	指名競		争 	1	1 件				
		随意契約		1	件				
	=:	ンサルタン	ント業務	8 1 件					
	PFI事業			1 件					
	Î	合 計		5 件					
			意.	見・!	質	問		回	答
委員からの意見 ・質問、それに対 する国土交通省の 回答等			別紙のとおり					別紙のとおり	
委員での人物で	会に。 申又I	よる意見 は勧告の	なし				•		

丞

昌

国 土 交 通 省

# 1.指名停止等の運用状況について

工事とあまり関係のないような業務内容であっても独禁法違反があった場合には、指名停止となるのか。

# 2.抽出案件の審議 (1)公募型指名競争入札 【国立医薬品食品衛生研究所筑波試験場生 物遺伝資源研究棟建築工事】

本工事は、「競争性を高めた公募型指 名競争入札」の試行工事ということであ るが、競争性を高めるために工夫した点 はどこか。

## (2)指名競争入札 【国土地理院特殊廃水処理施設棟その他改 修(03)建築丁事】

修(03)建築工事】 入札結果をみると、落札金額の倍の価格で入札しているところもあるが、これほど差がつくものなのか。

### (3)随意契約 【気象研本館改修(03)機械設備その他 工事】

技術者の配置については、基準があるのか。受注者にとって、技術者の人件費は大きな費用負担となっているのではないか。

# (4)コンサルタント業務 随意契約 【平成15年度建築保全業務労務単価策定 資料作成業務】

関係公益法人が受注していることに対 する見解如何。 独禁法違反による指名停止は、業者が行う業務について同法違反があったときに行うものである。この場合の業務とは、当該 業者の業務全般を指すものであり、営繕部 に建設業者として登録されていれば、建設 業以外の業務において独禁法違反があった 場合でも指名停止となる。

通常の公募型指名競争入札に比べ、技術審査での評価項目数を減らし、施工実績支持術者評価のみにした。また、営繕争入に、選続争によれば、通常の公募型指名競争入ことの者には技術審査で10者程度に絞なくるが、本工事ではこの制限をである。 格要件に該当しない限りは、競争性を高めたしたである。

施設の屋根の張り替えがあるので、この 工事に関する作業者の配置、工期等につい ての見積の考え方に違いがあったのではな いか。

法令に従って配置を求めている。これに関しては業界からハードルを低くして欲しいといった要望もあるが、建設工事における品質の確保という重要な使命からしたものでして、技術者を専任する工事の種類によっては、技術者を専している。

今後の受注継続についての見解如何。

(5)PFI事業 一般競争入札 【中央合同庁舎第7号館整備等事業】 基礎点と加算点の得点の割合が事業者

の選定結果を左右すると思うが、この割 合についての考え方如何。

第2次審査において、「事業計画・民 間収益施設」の加点を125点、「施設 整備・維持管理・運営」の加点を175点としているが、ここの配点についての 考え方如何。

配点の高い項目において、委員による 得点の差が大きい場合、その得点差が選 定結果に大きな影響を及ぼすことが考えられるが、この点についての見解如何。

事業期間について、庁舎と民間収益施 設とで異なっているのは何故か (庁舎は 19年間、民間収益施設は30年間)。

今後、民間等においても、本業務に関わ る十分な能力を持つ者が育ってきたと判断 した場合には、当然競争に付していくべき ものであると考えている。

今回は規模の大きな事業であり、技術的な工夫によってもそれほど大きな価格差は 生じないと考えられたため、基礎点を70 0点、加算点を300点とした。

この割合をどのようにするかということ は、提案の善し悪しをどの程度評価するか といった要素が、丁度いいバランスになる ように事業ごとに考えていくべきものだと 考えている。

「中央合同庁舎第7号館整備等事業総合 評価審査委員会」(以下(5)において、「審査委員会」という。)において、配点の内質を対象した。 訳をご検討頂いたものであり、価格に換算 できる客観的な評価項目を設定し配点する という考え方に基づくものである。

そうした場合のばらつきについて、審査 委員会でも委員が互いに調整するべきかど るが議論があった。今回は、得点の内訳を 委員個人ごとに公表し、外部からの監視を もって透明性を確保していくこととしたが、 これは今後の重要な研究課題だと考えてい

庁舎の事業期間が19年間というのは、 設計・建築で4年間、維持管理を大規模改 修が起こらない期間ということで15年間 と設定したもの。民間収益施設については、 事業者へのインセンティブの付与、民間収 益施設の事業の安定性確保のためにもなる べく長期間にしたほうがいいと考え、国有 財産法上の貸し付けの最大期間である30 年としたものである。

(再苦情処理について) ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。